

議案第 1 号

令和 4 年度富津市教育委員会教育功労者の表彰について

富津市教育委員会は、令和 4 年度富津市教育委員会教育功労者の被表彰該当者について、富津市教育委員会表彰規程（平成 10 年富津市教育委員会訓令第 1 号）第 5 条及び富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 13 号の規定により、候補者名簿を別紙のとおり提出し、議決を求める。

令和 4 年 12 月 22 日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市における教育、スポーツ、学術又は文化の振興に関し特に功績の顕著であった個人又は団体を教育功労者として表彰することについて、議決を求めるものである。

令和4年度教育委員会教育功勞被表彰候補者名簿

(体育功勞表彰 個人 第2条第2号)

No.	功勞の別	住 所	氏 名	生年月日	性別	職名・学校名及び学年	開催日	功績及び表彰理由
1	体育功勞		高橋 菜我		男	青堀小学校 2年	R3. 10. 10	2021年度 第22回千葉県学童学年別水泳競技大会 小学1年 男子50m自由形 第1位
2	体育功勞		加藤 真太郎		男	青堀小学校 4年	R4. 12. 11	第42回千葉県スポーツ少年団剣道交流大会 団体の部 優勝
3	体育功勞		鈴木 夢華		女	青堀小学校 5年	R4. 12. 11	第42回千葉県スポーツ少年団剣道交流大会 団体の部 優勝
4	体育功勞		加藤 海咲		女	青堀小学校 6年	R4. 12. 11	第42回千葉県スポーツ少年団剣道交流大会 団体の部 優勝
5	体育功勞		神野 陽		男	青堀小学校 6年	R4. 12. 11	第42回千葉県スポーツ少年団剣道交流大会 小学5・6年男子の部 優勝
6	体育功勞		景山 丈太郎		男	青堀小学校 6年	R4. 8. 21	第4回日本空手協会 千葉県本部親善大会 上級 小学6年男子 形の部 優勝
7	体育功勞		加藤 聡太		男	富津小学校 2年	R3. 10. 9 R4. 10. 16	2021年度 第22回千葉県学童学年別水泳競技大会 小学1年 男子50m背泳ぎ 第1位 2022年度 第23回千葉県学童学年別水泳競技大会 小学2年 男子50m自由形 第1位 男子50m背泳ぎ 第1位
8	体育功勞		川野邊 慧真		男	富津小学校 4年	R4. 12. 11	第42回千葉県スポーツ少年団剣道交流大会 小学4年の部 優勝
9	体育功勞		織本 武徳		男	富津小学校 5年	R4. 12. 11	第42回千葉県スポーツ少年団剣道交流大会 団体の部 優勝
10	体育功勞		稲村 乃愛		女	富津中学校 2年	R3. 11. 28 R4. 5. 3	第45回関東地区空手道選手権大会 中学生1年 女子 組手の部 3位 第47回千葉県空手道選手権大会 中学2年生 女子 組手の部 優勝
11	体育功勞		三木 陽佑磨		男	大佐和中学校 3年	R4. 9. 18	第20回関東ジュニア男子新体操選手権大会 団体競技 第2位

12	体育 功勞		濱口 龍統		男	袖ヶ浦高等学校 1年	R4. 5. 28	令和4年度関東高等学校新体操大会 兼 第71回関東高等学校新体操選手権大会 男子団体競技 3位
13	体育 功勞		濱口 龍統		男	袖ヶ浦高等学校 1年	R4. 6. 21 R4. 5. 28	第75回千葉県高等学校総合体育大会 新体操 男子個人競技 優勝 令和4年度関東高等学校新体操大会 兼 第71回関東高等学校新体操選手権大会 男子団体競技 3位
14	体育 功勞		武平 麗奈		女	神田外語大学 1年	R4. 11. 3	第48回千葉県なぎなた大会 演技 一般 初・二段の部 優勝 試合 一般 有段の部 45歳以下 優勝

(体育功勞表彰 団体 第3条第3号)

No.	功勞 の別	住 所	氏 名	生年月日	性別	職名・学校名及び学年	大会開催日	功績及び表彰理由
1	体育 功勞	富津市岩瀬619番地	大佐和中学校 バレーボール部	—	—	大佐和中学校 1～3 年女子	R4. 7. 31	第5回千葉県中学校ビーチバレー大会 優勝 (Bチーム)

(文化功勞表彰 個人 第2条第2号)

No.	功勞 の別	住 所	氏 名	生年月日	性別	職名・学校名及び学年	開催日	功績及び表彰理由
1	文化 功勞		鈴木 麗宣		女	大佐和中学校 2年	※授賞式 R5. 1月予定	第40回明るい社会づくりポスターコンクール 最優秀賞 (県知事賞)

報告第1号

富津市学校運営協議会委員の解任について

富津市教育委員会は、富津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（令和4年富津市教育委員会規則第4号）第15条第1項第3号の規定により、令和4年11月30日付けで辞任の申出があった次の者を解任したので、報告する。

協議会名	氏名	性別	年齢	区分
青堀小学校運営協議会	鈴木 秀和	男		民生児童委員

令和4年12月22日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

報告第2号

臨時代理の報告について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第3項の規定によりこれを報告する。

令和4年12月22日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

報告理由

富津市学校給食調理場管理運営規則（昭和46年富津市教育委員会規則第9号）第9条第2号富津市議会議員代表の渡辺務氏が令和4年11月18日付けにて辞職したことに伴い、富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第8条の規定により、新たに委員を委嘱するものであるが、諸岡賛陞氏が12月14日に選出されたため、富津市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、緊急を要する事項の処理について教育委員会の会議を招集する暇がないと認め、令和4年12月14日に臨時代理し、処理したので同条第3項の規定により、これを報告するものである。

教育委員会の議決事項の臨時代理

富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定により、緊急を要する事項の処理について教育委員会の会議を招集する暇がないと認め、次のとおり臨時代理をする。

令和 4 年 12 月 14 日

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

臨時代理第 3 号

富津市学校給食運営委員会委員の委嘱について

氏 名	住 所	職 名
諸 岡 賛 陸		富津市議会議員代表

任期（令和 4 年 11 月 19 日～令和 6 年 6 月 30 日）

報告第3号

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱を制定する告示について

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱（令和4年富津市告示第191号）を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和4年12月22日提出

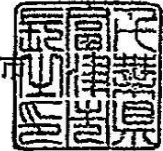
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月14日

富津市長 高橋 恭



富津市告示第191号

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富津市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費を負担する多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、予算の範囲内において、学校給食費について補助金を交付することに関し、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 富津市立小学校設置条例（昭和46年富津市条例第54号）第2条に規定する小学校及び富津市立中学校設置条例（昭和46年富津市条例第55号）第2条に規定する中学校をいう。
- (2) 児童生徒 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童生徒の保護者（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受けるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（次項及び次条において「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生計を一にする3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子

のうち第3子以降の児童生徒の学校給食費負担者であること。

(2) 第3子以降の子及び学校給食費負担者が市内に住所を有すること。

(3) 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費及び市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者から除く。

(1) 学校給食費負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けているとき。

(2) 学校給食費負担者が富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（令和2年富津市教育委員会告示第3号）に基づく準要保護児童生徒として就学援助の支給により学校給食費の全部の補助を受けているとき。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象者が負担した第3子以降の子に係る学校給食費の額（補助対象者が国又は地方公共団体の負担において学校給食費の一部の給付を受けている場合は、当該給付を受けた額を控除した額）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする学校給食費負担者は、市長が指定する期日までに、富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付申請書（同意書）（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に生計を一にして扶養していることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が正当な理由があると認めるときは、同項に規定する期限を経過した後であっても、申請書を提出することができる。

3 前項の規定により申請書が提出された場合における補助金の交付対象期間は、市長が別に定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更届）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、富津市第3子以降学

校給食費無償化事業補助金変更届（別記第3号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、学校給食費の納入を完了したときは、富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金実績報告書（別記第4号様式）により市長に実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付請求書（別記第6号様式）に富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付確定通知書の写しを添付の上、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査の上、口座振込みの方法により、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助要件に該当しなくなったとき。

（2） 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の給付を受けたとき。

（3） 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、交付決定者に富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、令和4年度の補助対象期間は、令和5年1月1日から令和5年3月31日とする。

(失効)

- 2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

別記
第1号様式(第5条関係)

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付申請書(同意書)

年 月 日

富津市長 あて

住所

申請者(保護者) 氏名

電話番号

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金の交付を受けたいので、富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

対象者	学校	年 組	フリガナ		
	生 年 月 日	年 月 日	児童生徒名		
対象者以外の生計を一にする扶養している子について記載してください。	氏 名		生年月日	学 校 名	学 年
	第 子				
	第 子				
	第 子				
	第 子				
交 付 申 請 額	円				
対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				

(注) 訂正がある場合は、必ず申請者の訂正印を押印し、訂正してください(修正液等の使用不可)。

【同意書】

市職員がこの申請書及び添付書類の内容を確認するため、私の世帯の住民基本台帳、生活保護、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の受給状況並びに学校給食費及び市税の納入状況の確認又は関係機関に照会することに同意します。

申請者自署

【市記入欄】

交 付 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する	<input type="checkbox"/> 交付しない	交付決定額	円	
指 令 年 月 日	年 月 日	交付対象期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
指 令 番 号	第 号		学校給食負担者	確 認	
滞 納 の 有 無	生保受給	就 援 受 給	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他		

【扶養を証明する書類・被保険者証（健康保険証）の写し 貼り付け欄】

※ 表面に「生計を一にする扶養している子」として記載した子の被保険者証（健康保険証）の写し（コピー）を貼り付けてください。

ただし、富津市立学校に在籍している児童生徒の被保険者証の写しの添付は必要ありません。

※ 写しを貼り付ける際は、重ならないように貼っていただくようお願いします。

第2号様式（第6条関係）

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付決定通知書

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

先に申請のありました富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金について、次のとおり決定したので通知します。

児童生徒名	
学 校 名	
学 年	
交 付 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
交付決定額	円
交付対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付しない理由	

備考

- 1 補助金は、1月から3月までまとめて交付します。
- 2 年度途中に、生活保護、就学援助等で、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部の給付を受けた場合や、扶養の変更等で補助金の対象要件を満たさなくなった場合は、その事実の発生した日から補助金の交付決定は取り消されます。

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

富津市長 あて

住 所
届出者 (保護者) 氏 名
電話番号

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金変更届

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金の申請内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

	学校	年 組	児童生徒名
変 更 事 項			
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後

第4号様式（第8条関係）

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金実績報告書

年 月 日

富津市長 あて

住所
報告者（保護者）氏名
電話番号

学校給食費の納入を完了したので、次のとおり報告します。

	学校	年 組	フリガナ	
生 年 月 日	年 月 日	児童生徒名		
交付対象期間	年 月 日から		年 月 日まで	
交付申請額	円			
学 校 給 食 費		市 記 入 欄		
支 払 月	支 払 済 額	補 助 金 額	備 考	
月分	円	円		
月分	円	円		
月分	円	円		
合 計	円	補助合計額	円	

第5号様式（第9条関係）

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付確定通知書

富津市達第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金について、次のとおり額を確定したので通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	富津市指令第 号
児 童 生 徒 名	
学 校 名	
学 年	
交 付 確 定 額	円
交 付 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第6号様式（第10条関係）

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付請求書

年 月 日

富津市長 あて

住 所

請求者（保護者）氏 名

電話番号

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金について、次のとおり請求します。

請 求 額	円				
達年月日	年 月 日				
達 番 号	富津市達第 号				
	学 校	年 組	児 童 生 徒 名		
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 ・ 組 合 ・ 農 協		支 店 名	
	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号		
	口 座 名 義 人 (請求者名と 同一に限る。)	カタカナで記入してください。			

添付書類 富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付確定通知書の写し

第7号様式（第11条関係）

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	富津市指令第 号
児 童 生 徒 名	
学 校 名	
学 年	
交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 理 由	(上記の事実が発生した日： 年 月 日)

報告第4号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）の一部を改正する訓令を定めたので、報告する。

令和4年12月22日提出

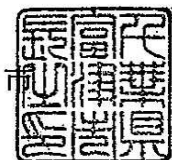
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月14日

富津市長 高橋 恭



富津市訓令第10号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の項中「(17)」を「(18)」に、「(16)」を「(17)」に、
「(15)」を「(16)」に、「(14)」を「(15)」に、「(13)」を「(14)」に、「(12)」
を「(13)」に、

「
(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業
給付金支給要綱（令和4年富津市告示第151号）に基づく事
務に関すること。

」を

「
(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業
給付金支給要綱（令和4年富津市告示第151号）に基づく事
務に関すること。

(12) 富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要
綱（令和4年富津市告示第191号）に基づく事務に関するこ
と。

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の一部
改正）

2 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（令和
4年富津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条及び附則のうちただし書を削る。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）新旧対照表

現 行		改 正 案	
<p>(委員会等の職員による補助執行) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるとする。</p>		<p>(委員会等の職員による補助執行) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるとする。</p>	
機関	事務	機関	事務
教育委員会	<p>(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。 (2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。 (3) 総合教育会議の運営に関すること。 (4) 教育財産の取得及び処分に関すること。 (5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。 (6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。 (7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。 (8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。 (9) 私立学校の事務に関すること。 (10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく事務に関すること。 (11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第151号）に基づく事務に関すること。</p>	教育委員会	<p>(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。 (2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。 (3) 総合教育会議の運営に関すること。 (4) 教育財産の取得及び処分に関すること。 (5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。 (6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。 (7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。 (8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。 (9) 私立学校の事務に関すること。 (10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく事務に関すること。 (11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第151号）に基づく事務に関すること。</p>

<p>(12) 富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱（令和4年富津市告示第191号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(13) 青少年相談員に関すること。</p> <p>(14) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(15) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(16) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。</p> <p>(17) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(18) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。</p>	<p>(略)</p>
---	------------

<p>(12) 青少年相談員に関すること。</p> <p>(13) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(14) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(15) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。</p> <p>(16) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(17) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。</p>	<p>(略)</p>
--	------------

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（令和4年富津市訓令第9号）新旧対照表（附則第2項による改正）

改正前	改正案
第1条 略	第1条 略
<p>第2条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の表教育委員会の項中「(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第号）に基づく事務に関すること。」を削り、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)」を「(16)」に改める。</p>	
<p>附 則</p> <p>この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年6月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この訓令は、公布の日から施行する。</p>

報告第5号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月22日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

後援申請内容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和4年11月15日	富津市スポーツ協会 会長 鈴木 充	令和5年1月1日	NIPPON STEEL陸上競技場 市民ふれあい公園内園路	第50回富津市元旦マラソン大会	令和4年11月30日
令和4年11月18日	富津市サッカー協会 会長 平野 明彦	令和4年12月10日、11日	NIPPON STEEL陸上競技場	2022東京ベイスーパー カップ少年サッカー大会	令和4年11月30日
令和4年11月21日	溝口 雅楽百	令和5年1月29日	君津市民文化ホール 中ホール	第6回かずさ三曲演奏会	令和4年11月24日
令和4年11月25日	一般財団法人日本リターダー育成推進協会 代表理事 井上 顕滋	令和5年6月14日、15日、 17日、18日	オンライン講座 (Zoom)	「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座	令和4年11月29日
令和4年12月1日	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	①令和5年4月8日、9日 ②令和5月6日、7日	①国立赤城青少年交流の家 ②千葉県立手賀の丘青少年自然の家	国際交流&イングリッシュ キャンプ	令和4年12月5日
令和4年12月1日	日本ボーイスカウト千葉県連盟南 総地区富津第1団 団委員長 宇山 則幸	令和4年12月25日	富津第1団野営場及び笹 毛海岸	ボーイスカウトとあそぼう！ ワクワク自然体験あそび	令和4年12月5日